

霧島市告示第171-1号

平成26年6月10日

霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会設置要綱を次のように定めた。

霧島市長 前田終止

霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設マネジメント計画の策定に関し必要な事項を審議・検討するため、霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議・検討する。

- (1) 公共施設マネジメント計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する附属機関等の委員等
- (3) 市民代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から公共施設マネジメント計画策定業務完了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日以後、最初に開催する委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。